

ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



平成30年6月7日

福島県

東日本大震災から7年が経過し、当県はこれまで、地震、津波、原発事故というかつて経験したことのない複合災害から、県民一丸となって懸命に復興を進めてまいりました。

県民のたゆまぬ努力に加え、国内外の方々からの温かいご支援により、東北中央自動車道福島～米沢間、相馬玉野～霊山間の開通や、避難指示が解除された町村での小・中学校再開、全国新酒鑑評会における全国初となる金賞受賞数6年連続日本一のほか、復興のシンボルであるJヴィレッジが7月に一部営業再開するなど、復興は着実に前進しております。

さらには、今月『第69回全国植樹祭』を、被災地域である南相馬市を中心に開催する予定であり、ふくしま復興の光は一層明るさを強めております。

政府におきましては、福島復興再生特別措置法の改正に続き、福島復興再生基本方針の改定など、復興の進度に合わせた対応をしていただいております。さらに今年4月には、重点推進計画を内閣総理大臣に認定いただいたことにより、福島イノベーション・コースト構想の推進や県全域における新たな産業創出への大きな後押しとなっております。

しかしながら、今もなお多くの県民が避難生活を余儀なくされており、廃炉・汚染水対策や、風評・風化対策に引き続き取り組むほか、避難者の生活再建や帰還に向けた支援、特定復興再生拠点の整備、事業・生業の再生、各分野での人材不足への対応など、時間の経過や復興の進捗に伴って生じる新たな課題にも的確に対応する必要があります。

このような中、「復興・創生期間」も折り返しとなる3年目を迎え、これらの課題解決に向け復興を全力で推し進める一方、震災後10年では解決できない課題について、復興・創生期間後も切れ目なく取り組み、当県の復興を真に成し遂げなくてはなりません。

国におかれましては、県・市町村の声に耳を傾け、総力を挙げて、当県の復興・創生に最後まで責任を持って対応していただきますよう、次のとおり要望いたします。

平成30年6月7日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<最重点要望項目>

I	全般的事項	1
II	避難地域・浜通りの復興再生	5
III	福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出	15
IV	原子力発電所事故への対応	24
V	風評払拭・風化防止対策の強化	33
VI	県民の健康と安全・安心を守る取組	38
VII	産業再生・インフラ整備	43
VIII	地方創生及びオリンピック・パラリンピック	50

<重点要望項目>

I	全般的事項	5 2
II	避難解除等区域等	5 8
III	生活環境	5 9
IV	保健・医療・福祉	6 9
V	商工労働・観光交流	8 1
VI	農林水産業	8 5
VII	県土整備	9 8
VIII	教育	1 0 4

<最重点要望項目>

I 全般的事項

1 当県の復興加速化と復興・創生期間後も含めた復興のあり方 【内閣官房,内閣府,警察庁,復興庁,総務省,外務省,財務省,文部科学省, 厚生労働省,農林水産省,経済産業省,国土交通省,環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生を更に前進させるため、福島復興再生特別措置法、福島復興再生基本方針等に即して、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備を始め、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的發展に向けた基盤づくり等、直面する多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進する必要がある。

このため、まずは、「復興・創生期間」の残りの期間において、上記の課題に的確に対応するため、必要な予算を十分に確保するとともに、「復興・創生期間」後においても、原子力災害からの復興が成し遂げられるまでの間は、切れ目なく安心感を持って復興に取り組めることが重要であることから、地域の意見を踏まえながら、県・市町村とともに復興のビジョン・構想を描き、復興の道筋を示せるよう、必要な検討を進め、十分な財源及び体制を確保すること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

平成31年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 復興交付金の予算確保と運用の改善

① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。

② 被災自治体それぞれの復興のステージに対応して、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が用途の自由度の高い資金として創設された趣旨を踏まえ、創意工夫による復興まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

東日本大震災から8年目を迎えた今、帰還困難区域等の復興再生を目指す地域や避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、それぞれの地域により復興のステージが異なる。

それらすべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、長期的かつ十分な予算を確保すること。

そのため、帰還加速を目的とする生活環境向上対策（帰還環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等について、必要な予算を確保すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 運用の弾力化（面整備事業と一体的に施工すべき道路事業を始めとする対象事業の幅広い活用を可能とするなど）
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業や対象経費の追加・拡充（特定復興再生拠点区域等の復興・創生期間後も対応が必要な事業など）
- ③ 基金化可能事業の拡充（相談員配置などや個人線量管理等の継続的対応を要するソフト事業など）
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化の実現に向けた、随時受付の実施や様式の簡素化等

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行など、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動などの様々な施策を通して、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を強化するとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の person 費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興再生

4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興・再生には、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、子育て、教育環境、防災対策、地域公共交通網の整備、商業施設の運営経費・人材確保の支援、鳥獣被害対策、荒廃抑制のための除草、産業・生業の再生、新産業の創出、交流人口の拡大、復興を担う人材の移住、地域コミュニティの再生等を進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた30～40年後の地域の姿を一つ一つ着実に実現していかなければならない。

こうした中、市町村ごとに復興の進捗は異なっており、いまだ復興のスタートラインにも立っていない自治体があるほか、先行して避難指示が解除された自治体においても日々新たな課題に直面している。そのため、原子力災害における国の責務として、復興・創生期間内に完了できない事業への対応策をしっかりと講じ、2020年の前後で切れ目ない事業の執行を可能とすること。

また、復興・創生期間後も含め中長期にわたり必要となる財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。



6 復興・創生期間における着実な事業進捗

【復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

避難地域の復旧・復興事業は緒に就いたばかりであり、その復興・再生が着実に進むよう、特定復興再生拠点や福島イノベーション・コースト構想等に関連するインフラ整備、営農再開に向けた農業基盤整備等の事業について、地元の要望をしっかりと受け止め、平成32年度を跨ぐ可能性が高い新規事業の着実な事業化及び完了が図られるよう、国が責任をもって、財源の確保や、復興交付金、福島復興再生加速化交付金等の要件拡充、柔軟な運用など、必要な支援を行うこと。

7 避難地域の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

(1) 被災事業者等の支援

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、平成29年7月1日に（公社）福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）の新体制がスタートし、個別の事業者等の活動支援を、より一層、強化しているところ。

引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

併せて、原子力被災事業者事業再開等支援事業や原子力災害被災地域創業等支援事業等の既存支援策を平成31年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 事業者の課税の特例措置

避難指示が解除された区域等における産業復興のため、事業再開や企業立地のインセンティブとして、福島復興再生特別措置法に基づき、税制優遇措置が講じられているところであるが、事業再開や企業立地には、避難指示の解除後、相当の期間を要し、解除区域における産業の状況は大変厳しい状況にある実態を踏まえ、税制優遇措置の適用期間の延長等の措置を講じること。

8 原子力被災12市町村農業者支援事業の基金積み増し

【復興庁、農林水産省】

原子力被災12市町村農業者支援事業については、避難指示解除や農地の基盤整備事業の進捗に伴い、事業需要が増加しており、基金の残高が不足し、平成31年度以降の実施が困難となる恐れがあることから、避難地域の営農再開等を滞りなく進めるため、事業実施に必要な額を基金に積み増すこと。

9 避難地域等の教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から7年を経たこの4月、5つの町村が避難指示の解除等に伴う小中学校の再開を果たし、教育復興のスタートラインに立った一方、4つの町ではいまだ避難先での学校運営を余儀なくされている。いずれの町でも児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、持続的な地域づくりに不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を今後行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、ICT教育のコーディネーター等に係る予算を確保すること。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。

② 復興の進捗に伴う新たな課題となっている、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについては、被災者支援総合交付金等による予算措置を継続すること。

(2) ふたば未来学園高等学校及び併設中学校への継続的支援

双葉郡教育復興のシンボルである「ふたば未来学園高等学校」及び平成31年度に設置される併設中学校の外部講師招へいや、連携中学校との交流などの教育活動の充実、寄宿舎の運営など生徒の生活環境整備の支援に係る予算を確保するとともに、「福島県教育復興推進事業」に係る予算を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する新たな課題が発生しており、心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援が必要であるため、少なくとも前年度同様の教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

(6) 避難地域等における幼児期の教育・保育体制の充実

原子力災害による避難地域等における教育・保育施設について、帰還の進捗に伴い利用児童数が増えている中、教育・保育に係る人材の確保が困難なため十分な教育・保育環境の提供が難しい状況があることに加え、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育内容を実現できる運営体制を確保することが求められていることから、子どものための教育・保育給付費の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。

10 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄代行の整備促進

① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する東西連携道路等の整備を早急に進めるため、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税等の充実と継続を図るとともに、復興事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。

また、復興事業や福島イノベーション・コースト構想の進展等で新たに発生する課題への対応等については、必要な措置を講じること。

② 避難解除等区域において帰還する避難者の生活を支え地域再生を図るため、国代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び県道吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。

(2) 常磐自動車道への追加IC及びスマートICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

このため、平成27年6月に設置が認められた大熊町、双葉町の追加IC及び南相馬市小高区に設置を検討しているスマートICについて、早期整備が図られるよう、十分な財源の確保を含め、県・市・町に対する支援をすること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央IC～広野IC間」、「山元IC～岩沼IC間」の4車線化及び、残る暫定2車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。併せて早期の全線4車線化を実現すること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期完成を図ること。

(4) 北部軸を形成する東北中央自動車道（相馬～福島間≪復興支援道路相馬福島道路≫）の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道（相馬～福島間）については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。

- ① 相馬IC～相馬山上IC間の平成31年度の確実な供用を図るとともに、平成32年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない（仮）福島保原線IC～（仮）国道4号IC間2.8kmについて、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬～福島間について、区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。



11 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) バス購入補助の充実・強化

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を継続すること。

12 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等

【復興庁、国土交通省】

(1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地方の復旧・復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対し一日も早い全線復旧が成し遂げられるよう指導すること。

(2) JR常磐線の基盤強化等

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差及び特急の直通運転等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援等

【復興庁、国土交通省】

復興祈念公園について、「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」の提言内容を踏まえ、基本計画を策定するとともに、今後検討する国営追悼・祈念施設（仮称）の基本設計策定等を進めること。

また、県の復興祈念公園の整備については、全面的な財政支援を講じること。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府, 復興庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省,
資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁, 環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから4年、今年度は、福島ロボットテストフィールドの一部供用開始を始め、浪江水素製造実証拠点や水産研究拠点の着工など各種拠点整備が本格化するほか、浜通り地域等の高等学校におけるイノベーション人材育成や、県外を中心とした大学等による研究活動など、福島の復興を担う人材育成活動や、交流人口拡大に向けた実証が始まっている。

本構想の更なる推進ができるよう、重点推進計画に掲げられた取組について政府全体での一層の連携強化の下、県と緊密に連携し推進すること。

福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA)

- ①大熊分析・研究センター (大熊町) (平成30年3月運用開始)
- ②廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (平成29年4月本格運用開始)
- ③楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (平成28年4月本格運用開始)



(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

① 廃炉・放射線分野における研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、楡葉町に整備した楡葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 福島ロボットテストフィールドの整備等

福島ロボットテストフィールド関連施設の着実な整備に向け、引き続き十分な予算の確保と事業の進捗に応じた予算措置を講じるとともに、施設の安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

③ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生を進めるため、「福島新エネ社会構想」に掲げる各種取組に対する必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

④ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の再開を促進する技術の開発・実証を支援するとともに、意欲のある農業者・農業法人等による避難地域での営農再開・参入を促進するため、それら開発された技術・機械等を活用し、生産から流通・販売まで一貫した取組を支援する総合的な事業を創設すること。

⑤ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた産業基盤を構築するためには、ロボットやエネルギー、環境・リサイクル、農林水産等様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件の発掘を行いながら新技術の実用化開発を進めることが必要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、平成31年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、持続的・自律的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

(3) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、専門的な工業、農業、水産業人材等を育成する新たな教育プログラムを推進するため、教育環境の整備に必要な予算を拡充するとともに、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定する予算を新たに措置すること。また、浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を充実すること。

構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、グローバル教育などを推進するための予算を確保すること。

また、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる教育研究活動の促進や、学会開催等、研究者間のネットワーク構築に必要な予算を十分に確保すること。

(4) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大に取り組むことはもとより、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、地域住民等相互交流の促進、地域の新たな魅力創造等による来訪者の増加や交流などの取組、道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

(5) 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等への支援

情報発信拠点（アーカイブ拠点）は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その整備に必要な予算を確実に措置するとともに、整備後においては原子力災害の記録と教訓を伝える唯一無二の施設としての役割を永続的に担えるよう、運営費について必要な予算を確保すること。

また、資料収集に必要な予算を引き続き措置するほか、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働きかけや視察・研修など情報発信拠点施設の利用促進について、省庁を挙げた取組を開所時から講じること。

(6) 一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構の体制強化や活動に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国と県が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、電源制御など系統の運用ルールの見直しを図ること。
また、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築すること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部における風力発電等や、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等の最大限導入のため必要な予算を継続的に確保すること。
- ③ 水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業の進捗を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や未来を先取りした水素社会実現のモデル構築に必要な予算を確保すること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくために、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティーについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特別な予算の確保を継続すること。

(2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術については、本格的な実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速化するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の再生可能エネルギー関連新技術や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、当県が設立した再生可能エネルギー分野に特化した中核的支援機関が行う再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化、販路開拓、海外展開などのコーディネート活動等に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において、風力発電の研究開発等のもとより、関連産業の集積を図るため、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、浮体式洋上ウインドファームが実用化されるよう必要な支援を行うこと。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) 医療福祉機器の開発支援

治療機器など成長が見込まれる分野での機器開発に企業を呼び込むには、国主導の大型プロジェクトが不可欠であり、その実施に必要な予算を確保すること。

なお、プロジェクトの実施においては、ふくしま医療機器開発支援センターを最大限活用するとともに、県内企業の参加を促進する支援制度を創設すること。

(2) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターが、ナショナルセンターとして国の医療福祉機器開発を牽引できるよう、センターの運営に積極的に関与すること。

また、高度な実証試験への対応や、支援ネットワーク機関と連携した利用促進に対し必要な支援を行うこと。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援を行ってきたところであるが、新たな産業の一つとして育成・集積し、当県産業の復興・再生を加速化させるためには、これまでの実績を生かすとともにさらに発展させた取組が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県全体における関連企業の技術力向上を図るため、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化やサプライチェーン及び販路の拡大など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

IV 原子力発電所事故への対応

18 東京電力福島第二原発の廃炉

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県は、県内原発の全基廃炉を前提とした「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念の一つに掲げている。

東京電力福島第一原発については、平成26年1月までに全基廃炉が決定されたところであり、東京電力福島第二原発についても、国の責任において廃炉を決定すること。

19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を余儀なくされ、根強い風評が続いている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督体制を強化すること。
- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく、正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導、監督するとともに、国自らも取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害発生時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査の実施などの全面的な支援体制を構築するとともに、県域を越えた広域避難における関係機関との調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

現在も原子力発電所事故は収束しておらず、廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心に向けて、モニタリングの継続は、当県復興の大前提である。

また、避難指示の解除が進みつつあるが、帰還困難区域が隣接することにより放射線への不安を持つ住民が多い状況を踏まえ、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに当たっては、モニタリング体制全体の中での位置づけを明確にするとともに、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、丁寧に進めること。

- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

20 除染等の推進

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と早期搬出、フォローアップ除染、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を着実に実施するとともに、実情に応じ、住民の放射線不安の解消に向けた取組を確実に実施すること。

(2) 必要な経費の措置

除染対策基金の積み増しなど、除染等に必要な経費について確実に予算を確保すること。

(3) 除染後農地の不具合の解消と仮置場等の原状回復

営農再開に支障をきたすことがないように、除染を実施した農地の不具合や仮置場として使用された農地の原状回復後の不具合について、引き続き国の責任によりその解消のために必要な措置を講じること。

(4) 森林における放射性物質対策

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山の再生を進めるための取組を推進し、市町村の要望に沿った対策を着実に進めること。

(5) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。
また、対応に必要な経費について確実に予算を確保すること。

21 中間貯蔵施設事業

【復興庁、環境省】

(1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

(2) 輸送の安全・確実な実施

今後輸送量が飛躍的に増加することを踏まえて、輸送ルートの沿道住民や一般の運転者等の不安解消に努めるとともに、渋滞対策を含む道路交通対策を前倒しで実施し、輸送の安全・確実な実施に万全を期すこと。

(3) 中間貯蔵施設整備への取組

県内の除去土壌等の早期搬入完了に向け、国が示した「当面5年間の見通し」及び事業の方針に基づき、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って着実に進めること。

(4) 県外最終処分の確実な実施

搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術検討や研究開発に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

22 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

(1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楡葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

(3) 富岡・楡葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域外における来年以降の農林業の賠償について、関係者の意見を十分に踏まえた上で、継続検討することとなった事項を早期に確定させること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、速やかに賠償を行わせるとともに、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること

(1) 新学類「食農学類（仮称）」の設置に向けた十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに今後の我が国の農業振興を図るため先駆的な取組を行い、地域のリーダーを育成する「食農学類（仮称）」の設置（平成31年4月設置予定）に向けた十分な支援を行うこと。

(2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

(3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組への基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。また、国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して当県が取り組む施策については、必要な財源を十分に確保すること。

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛けや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

26 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

(1) 県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続

根強く残る風評を払拭するため、農林水産物のモニタリングや産地の信頼性を獲得する認証GAP取得推進、県産農林水産物の魅力発信など、生産から流通、販売に至る総合的な対策を実施する「福島県農林水産業再生総合事業」に必要な予算を中長期的に確保すること。

(2) 戦略的な販売強化に向けた生産対策への支援

原発事故の風評に起因して当県農林水産物の価格水準が低下している深刻な影響の下で農林水産業を再生するためには、その安全性や信頼性、美味しさを広くPRする取組を継続することに加え、さらに需給状況により他産地と同等に競争できる時期の出荷強化など、戦略的な販売に取り組むことが必要である。そのため、当該取組に対応する生産対策に必要な予算を確保するとともに、当県の実情に応じた柔軟な補助制度の運用を行うこと。

(3) 国による風評対策の強化

国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づく流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を引き続き講じること。

また、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリング等の検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図ることとともに、その「美味しさ」や「魅力」に関する情報発信を強化すること。

さらに諸外国に対する輸入規制解除の働き掛けや輸出対策を強力に展開すること。

27 HACCP導入促進及び認証GAPによる消費者等の信頼確保

【復興庁、厚生労働省、農林水産省】

(1) HACCP導入加速化による県産加工食品の信頼性の確保

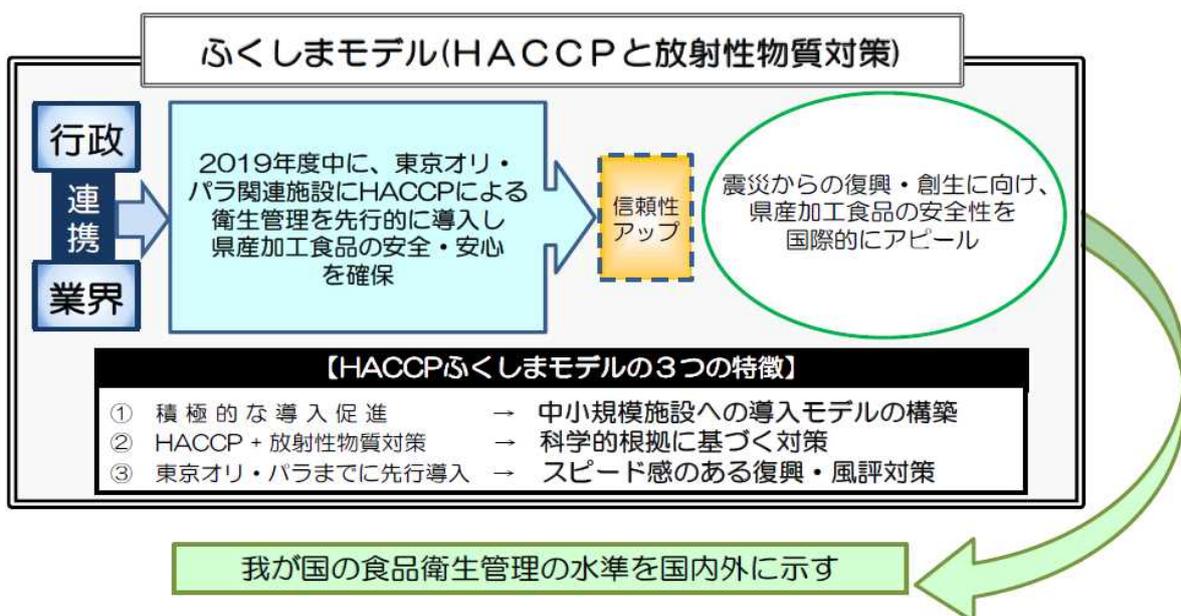
当県では、いまだ一部の加工食品の出荷額が震災前の水準に戻っていないなどの現状にあることから、放射性物質対策や食品製造・加工業者等へのHACCP導入促進による、当県産加工食品の安全確保に取り組んでいるところである。

この取組をさらに加速させ、2020東京オリンピック・パラリンピックにおいて国内外へ当県産加工食品の安全性を発信し消費者等の信頼を確保、風評払拭につなげていくためにも、HACCPと放射性物質対策を組み合わせた「HACCPふくしまモデル」の構築など、当県が行うHACCP導入加速化の施策に対する必要な予算を確保すること。

(2) 認証GAPの消費者、流通業者等への理解促進

産地の信頼性確保に向けて、県を挙げてGAPチャレンジを推進し、生産者のGAP認証取得が進んできていることから、こうした取組が風評・風化対策につながるよう、国は流通業者及び消費者等の理解促進を図ること。

また、信頼のフードチェーン構築に向け、HACCPを導入する食品製造業者等のGAP認証農産物利用が進むよう、全国でのマッチング機会を創出すること。



28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

(2) 東北観光復興対策交付金の延長

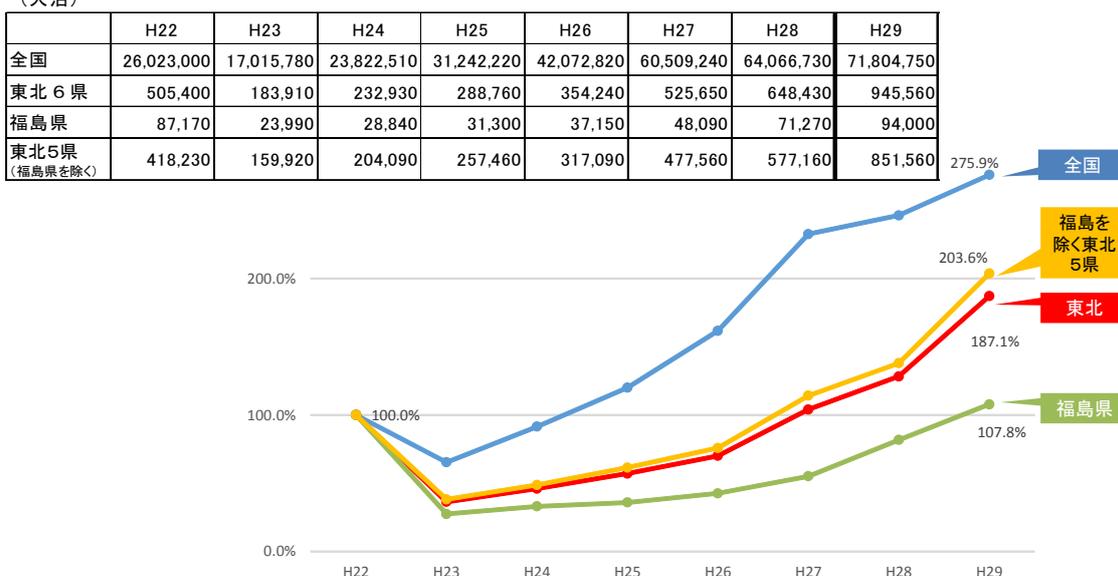
当県の外国人宿泊者数については、震災前の平成22年を基準とすると上回ったものの、その伸び率は、全国平均をはるかに下回っている。

観光は福島の復興の起爆剤であり、今なお続く風評の払拭が極めて重要であることから、東北観光復興対策交付金制度を維持し、当県が行うインバウンド対策の予算を引き続き確保すること。

福島県のインバウンドを取り巻く状況

福島県のインバウンドは、風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増から遅れており、依然として厳しい状況

○外国人延べ宿泊者数の推移(H22比) ※調査対象施設:従業員数10以上の事業所 / 単位:人泊 (出典:観光庁宿泊旅行統計)



(3) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働きかけを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働きかけること。

(4) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から恒久的な住宅への円滑な移行支援など、関係府省庁会議の議論等も踏まえ、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者等が、恒久的な住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで、同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、福島生活再建調整会議での議論を十分に踏まえるとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、引き続き国による東京電力への指導を含めて、住居の確保等において不均衡が生じないように、必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は多様化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等による予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても必要な予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成32年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、平成31年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

震災から7年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあるため、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア支援事業費補助金の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう基金化するための措置を講じること。

- ② 避難先の都道府県において、福島県民に対する支援事業を継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に十分取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援は、現行制度を堅持すること。

30 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島復興活動に係る取組等に必要な予算確保

震災後の課題をいまだ多く抱える当県の子どもたちが、様々な探求型・体験型の学びを通じ、「志」を育み、復興・地域創生の担い手となるため、復興を教材とした社会体験・社会貢献活動や、自然体験活動を行うために必要な予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるようにすること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

原子力発電所事故後の児童生徒の体力低下と肥満傾向児の増加を解消し、福島復興を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を県内一円において実施できるよう、予算措置を継続すること。

(4) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、当県が作成した放射線教材も積極的に活用するなど、正しい情報発信・放射線教育が行われるよう努めるとともに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」を活用するなど、風評やいじめ、差別等を防止する道徳教育を推進すること。

31 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る交通量の増加等により、めまぐるしく変化する交通環境に適切に対応し、道路交通の安全と円滑を図るため、道路交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除による住民の帰還や帰還困難区域内の特定復興再生拠点整備が進む中、更なる避難指示解除等区域内における治安維持を図るため、パトロールや警戒・警備その他の警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

平成31年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

33 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金・工業団地造成利子補給金事業の継続と柔軟な運用

地域経済産業復興立地推進事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう平成31年度の募集を継続するとともに、補助対象経費について柔軟な制度運用を図ること。

また、企業立地の受け皿となる工業団地の整備を着実に推進するため、平成31年度も造成に係る借入金の利子補給を継続すること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続

当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県全体の産業復興のため、平成31年度の募集を継続すること。

(3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

避難指示区域等の実情を踏まえ、当該区域等の支援を行うため、平成31年度の募集を継続するとともに十分な予算を確保すること。

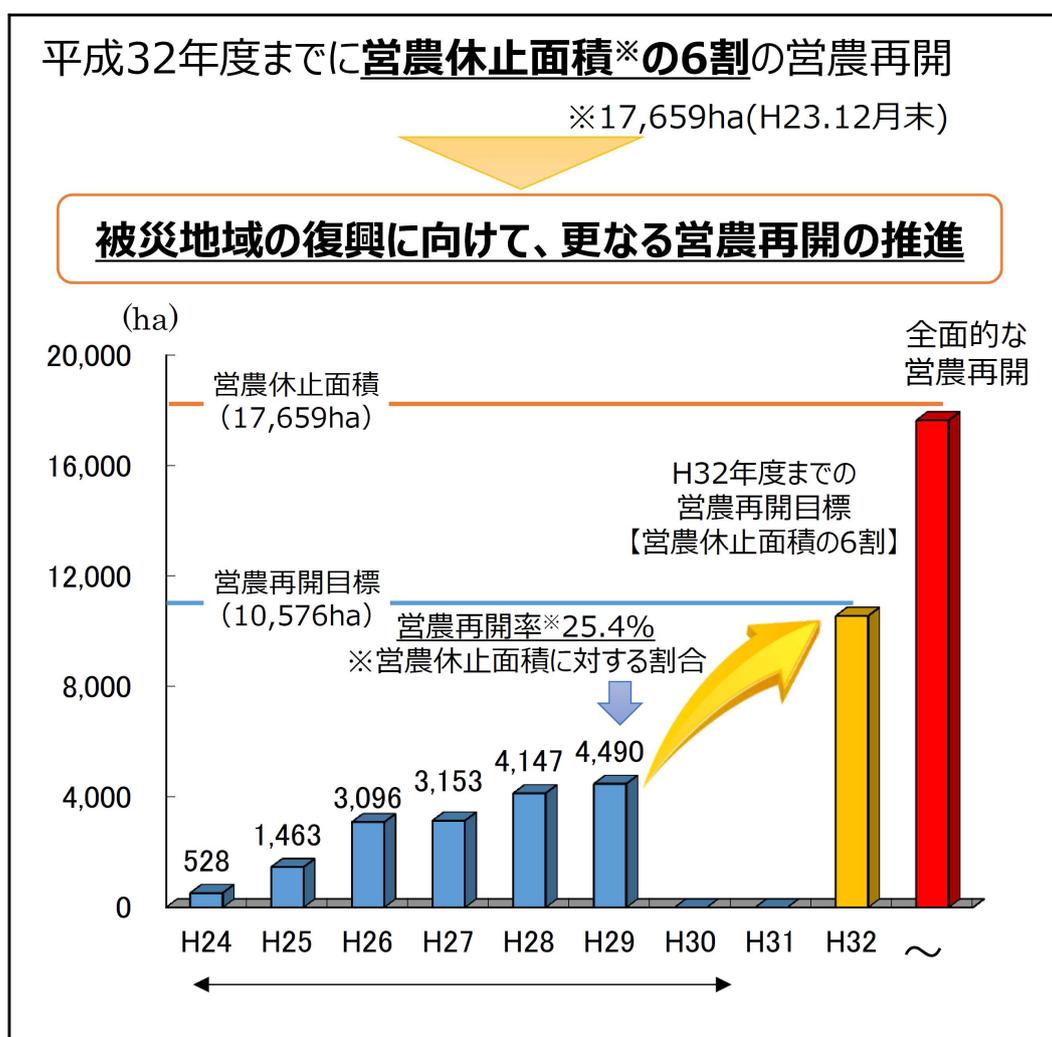
また、今後、避難指示が解除される区域等における帰還支援を考慮し、平成32年度以降も制度を継続すること。

34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるために必要となる財源を十分に確保すること。



(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

① 県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

② 既存施設の更新・修繕への対策が急務であることから、長寿命化対策に要する財源についても十分に確保すること。

35 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）の早期完成及び国道13号（福島西道路Ⅱ期区間）の早期整備を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。

② 横断道軸として、磐越自動車道（会津若松IC～新潟中央JCT間）の4車線化の早期着手及び国道49号（北好間改良、猪苗代拡幅、会津防災事業）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、一般国道289号（八十里越）直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

36 物流拠点としての小名浜港の整備促進 【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の平成32年度の供用に向け、「国際物流ターミナル整備事業」に重点的に予算を確保すること。

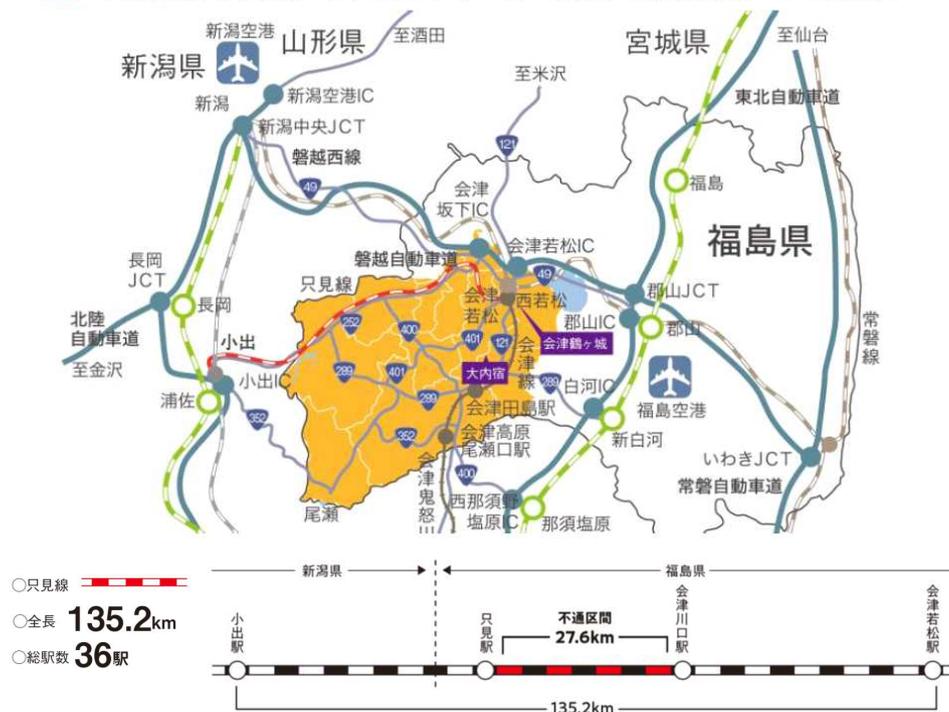
37 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけではなく、風評払拭のためにも観光や教育旅行などを始め、海外からも多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

■ 只見線の概況（平成23年7月 新潟・福島豪雨による被害）



秋の第一只見川橋梁
(三島町)



流出した第七只見川橋梁
(金山町)

(1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がＪＲ東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

(2) ＪＲ東日本に対する財政的支援

復旧工事費に多額の費用がかかることから、ＪＲ東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。

(3) 地元自治体に対する財政的支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津１７市町村が将来にわたり負担することとなる維持管理や利活用促進に要する費用について、地元負担の軽減を図るため、国が支援すること。

(4) ＪＲ只見線の利活用促進に関する支援

地元自治体が只見線の利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のＰＲに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

Ⅷ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

38 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の予算を継続的に確保すること。

また、人口減少等の構造的な課題の解決には長期間を要することから、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間後も引き続き地方創生の取組を実施できるよう継続的に支援すること。

39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、スポーツ庁】

(1) 被災県開催への財政支援等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は「復興五輪」として、当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会であり、野球・ソフトボール競技の開催県として、東京オリンピックの成功に向け、現在準備を進めている。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に財政的な負担が生じないよう措置を講じること。

また、被災地の復興を省庁一丸となって、情報発信すること。

(2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や食品等関連施設へのHACCP導入の推進、風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の活用等に対して積極的に支援すること。

(3) Jヴィレッジの活用

競技大会の事前合宿はもとより、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議等において、積極的にJヴィレッジを活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な活用を働きかけるなど、国を挙げて協力すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

2 福島県立医科大学における放射線医学に係る人材育成のための財政支援

【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

3 私立学校への財政支援の継続

【文部科学省】

当県においては、幼児児童等の県内外への避難などにより、厳しい運営を強いられている私立学校等に対する財政支援が継続して必要であることから、私立高等学校等経常経費補助金の算定に当たっては、災害前の幼児児童等の人数を算定基礎とするなど、平成31年度以降も弾力的な取扱いを行うこと。

4 被災した高等学校等の児童、生徒等に対する授業料減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を平成31年度以降も継続すること。

5 被災した専修学校及び各種学校の生徒に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、専修学校の高等課程、専門課程及び一般課程並びに各種学校の授業料等の減免事業を平成30年度以降も継続するとともに、高等課程以外の課程についても高等課程と同様に減免された全額を当該事業の対象とすること。

6 学校給食の放射性物質検査への財政支援の継続

【復興庁、内閣府、総務省、文部科学省】

学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、幼児児童生徒や保護者の不安が払拭されるまで、震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

7 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援の弾力的な運用

【文部科学省】

旧避難指示区域内に所在する幼稚園の再開等に当たっては、被害状況の調査が困難、かつ、住民帰還の状況等に合わせて移転場所も検討する必要があるといった特別な事情があるため、災害復旧補助の弾力的な取扱いを行うなどして、所要の財源を措置すること。

また、現在、避難先で仮設園舎により運営を再開している幼稚園の仮設園舎に係る賃借料については、災害復旧補助の対象とする措置を継続すること。

8 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

9 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

10 無人航空ロボット（ドローン）の導入に係る財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合など、被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する市町村及び消防本部に対し、機体の導入経費及び操作する人材の育成経費に係る財政的措置を講じること。

11 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の早期復旧等に向けた支援

当県では、帰還困難区域などを除く避難指示区域が順次解除されてきたところであるが、いまだ、消防防災施設等の復旧事業に着手できていない町村があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、平成31年度以降も引き続き十分な予算を確保すること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要があるとともに、防護服やスクリーニングなどに要する経費が必要となる。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、平成31年度以降も十分な予算を確保すること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置として、平成27年1月26日付けで拡充されたが、標準団員数の2倍未満の消防団員数(実員)の市町村については、消防団員が増加しない限り、一律に対象外とされている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層の財政支援措置を拡充すること。また、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。

② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の22市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

12 市町村防災行政無線のデジタル化に係る財政支援

【総務省、消防庁】

当県では、市町村防災行政無線の新スプリアス規格への対応やデジタル化整備について、平成32年度まで期間限定の有利な財政措置である「緊急防災・減災事業債」を積極的に活用するよう各市町村に通知し、整備を促しているところであるが、組織体制の脆弱な市町村や原発事故による避難住民の帰還が進まない市町村など、デジタル化整備が遅れる自治体もあることから、「緊急防災・減災事業債」の期限を平成33年度以降に延長すること。

13 火山防災対策の強化

【内閣府、総務省、消防庁】

当県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山の3つの活火山があり、現在のところ落ち着いた状況であるが、全国では御嶽山や草津白根山などで突然の噴火が発生している。

突然の噴火から観光客や登山者等の身を守るため、ヘルメット、ゴーグル、防塵マスク等の防災資材の配備や避難誘導・立入禁止措置に係る資機材の整備等のための新たな財政措置制度を創設すること。

14 TPP11及び日EU・EPAへの対応

【内閣官房、農林水産省】

TPP11や日EU・EPAについては、発効に向けて手続きが進められており、これらの協定が発効した場合、当県の経済活動及び県民生活の幅広い範囲に影響が懸念され、その影響は中長期的に及ぶものである。

国においては、県民が持つ不安や懸念が払拭されるよう、十分かつ丁寧な情報提供や継続した予算措置を行うこと。

また、当県は未曾有の複合災害に見舞われ、各方面で風評が根強く残っているなど、いまだ復興の途上であることも踏まえ、当県の活力を決して低下させることがないように十分配慮すること。

15 原子力被災12市町村における携帯電話不通話エリア解消の促進

【総務省】

原子力被災12市町村の居住地域及び主要道路における携帯電話不通話エリアを解消することは、住民の帰還を促進するための重要な生活インフラ整備であるため、国において、携帯電話事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するよう協力依頼や働きかけを行うとともに、携帯通信事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

16 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

原子力被災12市町村の居住地及び主要道路における携帯電話不通話エリアを解消することは、住民の帰還を促進するための重要な生活インフラ整備であるため、国において、携帯電話事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するよう協力依頼や働きかけを行うとともに、携帯通信事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

17 食品表示法の施行に伴う新たな風評の実態把握と対策の実施 【復興庁、経済産業省、農林水産省】

食品表示法の施行に伴う影響について国の責任において実態を把握すること。

売上の減少や工場の移転などの影響が出ないよう適切な対応策を講じること。

18 海外における福島県産品の風評払拭 【復興庁、外務省、経済産業省、農林水産省】

国の責任において、各国・地域の輸入規制の解除に努めること。

福島県産品が不当な差別を受けることがないよう、各国政府に消費者の理解促進を働きかけ、販路拡大に影響が出ないよう適切な対応策を講じること。

Ⅱ 避難解除等区域等

19 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

(1) 子ども被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、当県の実情や被災者の意見を適切に反映し、適時見直すこと。

また、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、当県の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な予算を確保し、関係施策を推進すること。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者が住宅再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度に基づく支援金額を拡充するとともに、支援対象を住宅半壊世帯にも拡大すること。

Ⅲ 生活環境

20 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

(1) 地方消費者行政強化交付金等の予算確保等

安全・安心な消費生活を営めるよう、当県の相談体制の強化等のために必要な予算を確保するとともに、交付金により新規事業を開始することができる特例の期間を延長すること。

(2) 地方消費者行政推進交付金（特別会計）の予算確保等

食と放射能への不安に対処するために行っている、自家消費野菜等の放射能検査体制の維持、風評の払拭、地域住民への説明会の他、震災に伴う消費生活相談に対応するための専門家派遣事業の実施などについて、復興・創生期間後も含め、毎年度必要な予算を確保すること。

また、県外向けリスクコミュニケーションについて国が責任を持って主体的に取り組むなど、これまで以上に全国的な取組を強化し、消費者の理解を促進すること。

21 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業の継続及び予算の確保

【内閣府、復興庁】

帰還に関する家族間の意見の相違等により、一層複雑化、深刻化する被災者の相談に対応する必要があることから、相談体制の維持継続や相談員の資質向上を図るため、平成31年度以降も十分な予算を確保すること。

また、避難先に定住した人が抱える孤立感、孤独感等の悩みにも丁寧に対応する必要があることから、平成33年度以降についても事業を継続すること。

22 地域女性活躍推進交付金の予算の確保等

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、平成31年度以降も事業を継続するとともに、新規事業のみならず継続事業も対象とするなど、柔軟に制度を運用し、十分な予算を確保すること。

23 人権啓発活動地方委託費の予算の確保等

【法務省】

原子力災害により生じた避難者に対する偏見にも対応が必要となるなど、当県の人権意識の向上はますます重要であることから、地域における人権啓発活動をより一層充実させるため、平成31年度以降も地方委託事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

24 地域公共交通確保維持改善事業及び運転手確保

【警察庁、復興庁、国土交通省】

(1) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の予算確保及び補助対象の見直し

被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、来年度以降も事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。また、応急仮設住宅に加え、復興公営住宅や災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とすること。

(2) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、被災地域住民の生活の足の確保が不可欠であることから、来年度以降も継続すること。

(3) 大型二種免許の受験資格要件の緩和及び取得費用の支援

バスの運転手不足を解消するため、現在21歳以上となっている大型二種免許の受験資格要件を緩和するとともに、取得費用を支援するための予算を確保すること。

25 第三セクター鉄道会社に対する予算確保

【国土交通省】

第三セクター鉄道会社は、少子化・過疎化の進行等に伴い厳しい経営環境にあることから、安全で安定的な運行を確保するため、第三セクター鉄道会社が行う車両更新、車両検査、施設整備等に対して、地域公共交通確保維持改善事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により十分かつ確実に予算を確保すること。

26 一般タクシーの利活用等に対する支援制度の構築

【総務省、国土交通省】

交通弱者等の住民の足を確保するため、定額タクシー導入やタクシー定期券導入など一般タクシーの利活用や、タクシーの相乗り等の新たな取り組みを行う地方自治体に対する予算を確保するとともに、一般タクシーの公共交通としての重要性を鑑み、一般タクシーへの地方公共団体の補助経費について、特別交付税措置の対象とすること。

27 海外への情報発信等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、観光庁、総務省】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の取組

風評の払拭及び風化の防止のためには、正確な情報発信の継続が重要であることから、これまで、海外において福島復興セミナーを開催し現地において福島について正確な情報発信を行ってきた。また、外国要人や外国プレス、在日大使館等に対しての広報等を行い、正確な情報発信を行ってきたことにより一定の効果が得られている。

しかしながら、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っており、海外からの外国人宿泊者数も震災前の平成22年と比較し全国では約2.7倍となっているところ、当県の外国人宿泊者数はようやく震災前を少し超える水準（H29年観光庁調べ）にとどまっていることや、平成30年5月の時点で27の国・地域が今なお福島県産食品の輸入規制を行っている状況にあることを踏まえ、引き続き国において海外への風評・風化対策のための情報発信に取り組むこと。

また、外国政府や国際機関、駐日外交団、在外県人会等を対象として県が行うセミナーや県内視察等の風評・風化対策の取組に対し財政的支援を行うこと。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を支援するとともに、国際会議参加者等が当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

28 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

(1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点としての役割を担っていかなくてはならないことから、基金の利活用期間の終了後も、原子力災害が終息するまで、国が責任を持って運営費の予算を確保すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて進める調査研究について十分な予算を確保するとともに、当県と国際原子力機関の協力のもとで進めている協力プロジェクトが円滑に実施できるよう、同機関に係る十分な予算を確保すること。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

根強く残る当県の風評払拭のため、国が策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、県外学校の教育旅行での活用のほか、海外を含め日本全国から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

29 地方公共団体における温室効果ガス排出量削減への支援

【環境省】

当県の地方公共団体における温室効果ガス排出削減の取組を強化・拡充する必要があるが、東日本大震災の影響等もあり、地方公共団体における実行計画の策定・拡充及び実行計画に基づく省エネルギー設備等の導入が進んでいないことから、これらに対する財政的な支援を継続して行うとともに、採択要件の見直し及び採択件数の拡大を図ること。

30 地域地球温暖化防止活動推進センターの安定的運営

【環境省】

省エネルギーや地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止活動の地域拠点である地域地球温暖化防止活動推進センターの安定的運営のための予算を確保し、専従職員の雇用ができるよう必要な措置を講じること。

31 避難 1 2 市町村鳥獣被害対策事業

【復興庁、環境省】

(1) 環境が急変した避難 1 2 市町村における鳥獣被害対策の総合的な事業の創設

人口が激減し自治体の職員も不足する避難地域における鳥獣被害の総合的な対策について、国（県）が事業主体となり、対策の担い手となる人材育成、実施した対策に対する効果検証調査、効果的な被害対策等を実施するための新たな事業を創設すること。

(2) 鳥獣被害対策予算の充実・強化

市町村が行う対策について、必要な予算を確保し柔軟な運用を図ること。

32 旧警戒区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業等による鳥獣被害対策

【復興庁、環境省】

(1) イノシシ等の捕獲及び捕獲個体の処分の充実・強化

イノシシ等の捕獲及び捕獲した個体の処分を含めた対策について、引き続き国が直接、着実に継続して講じるとともに、実証事業として実施している減容化処理や仮設焼却炉の活用について事業の制度化を図るなど、処分の充実強化を図ること。

(2) イノシシ等に対する総合的な対策の整備

旧警戒区域等において、今後住民の帰還に必要な措置として、新たな捕獲手法の開発、生息環境管理等、国がイノシシ等に対する総合的な対策を早急に検討し実施すること。

(3) アライグマ等の住宅侵入対策の実施

アライグマ、ハクビシン等の住宅侵入における捕獲わなの設置等の対策を国が責任を持って講じること。

33 指定管理鳥獣捕獲等事業等における予算確保等

【環境省、警察庁、経済産業省】

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る予算確保

本事業を継続して実施するために必要な予算を確保するとともに、原発事故の影響により指定管理鳥獣に出荷制限のある当県の特性を踏まえ、補助率を嵩上げすること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る制度改正

指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受には許可が必要であり、このことが事業展開の妨げの一因となっていることから、平成30年中に結論を得るとされている規制のあり方について、許可を要しない取扱とすること。

(3) 捕獲個体の処分に係る施設整備と予算確保

イノシシなどの捕獲個体の処分に苦慮している当県の実情を十分に踏まえ、処分方法の確立に対する支援とともに、処分に必要な予算を確保すること。

34 狩猟によるイノシシ捕獲支援事業

【復興庁、環境省】

原発事故の影響により、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しいため、国として狩猟によるイノシシ捕獲に対する助成を行うこと。

35 ツキノワグマによる生活環境被害対策

【環境省】

人里への頻繁な出没など、ツキノワグマの生態の変化による人身被害等の生活環境被害を防ぐため、新たに事業を創設し、必要な予算を確保すること。

36 尾瀬におけるニホンジカ対策の強化

【環境省】

- (1) 尾瀬におけるニホンジカの効率的・効果的な捕獲の検討
尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として核心地区の捕獲の強化を図るとともに、周辺地区も含めた尾瀬全体の夜間銃猟も含めた効率的・効果的な捕獲手法を検討すること。
- (2) 尾瀬における保全地区の設定
御池田代など、食害の著しい場所について、防護柵で囲って保全する地区の設定を検討すること。

37 尾瀬国立公園尾瀬沼園地再整備事業の促進

【環境省】

- (1) 尾瀬沼ビジターセンター整備に係る予算の確保
尾瀬沼ビジターセンターの東京オリンピック前の確実な完成に向け、引き続き必要な予算を適切な時期に確保すること。
また、関連工事についても必要な予算を確保し整備計画期間内に事業を完了すること。
- (2) 地域に配慮した予算執行体制の確立
山岳地域かつ豪雪地域に位置する地域性を踏まえ、工期の確保や積雪期を活用した事業進捗のため、国庫債務負担行為を活用した事業を行うなど早期着手が可能となるよう配慮すること。

38 自然公園等整備事業等における予算確保等

【環境省】

多くの当県管理公園施設が老朽化による更新時期を迎えていることを踏まえ、国立公園等の豊かな自然環境の保全と、利用者が安全かつ快適に自然を体験できるよう、公園利用に必要な施設の整備に要する予算を十分に確保すること。

39 自然公園を活用した復興加速プロジェクト事業

【復興庁、環境省】

東日本大震災による津波や東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害に直面している自然公園の利用者数の増加を図り、人々の交流と体験を通じた原子力災害からの福島の復興・再生を成し遂げるため、地域関係者との連携・協働、人材育成、情報発信を行い、自然公園を活用した復興加速プロジェクトを実施するための予算を確保すること。

40 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

(1) 水質環境基準の見直し

湖沼等の水質汚濁に係る環境基準となっている「大腸菌群数」を、湖水等のふん便汚染を的確に捉える「大腸菌数」に早急に見直すこと。

(2) 水質悪化メカニズムの解明に向けた調査研究の実施

現在県が取り組む猪苗代湖の水質悪化メカニズムの解明について、国立環境研究所においても県と共同して調査研究に取り組むこと。

(3) 水環境保全活動に対する支援

猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全に向け、繁茂する水生植物の除去や処理などを始めとする技術的支援を行うとともに、予算を確保すること。

41 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

【復興庁、環境省】

(1) 汚染廃棄物の処理の促進

放射性物質に汚染された廃棄物の処理をさらに進めるため、積極的な情報の開示や、対象ごとにわかりやすい説明会を開催するなど、住民の理解促進に努めること。

また、汚染廃棄物のうち、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物については、国の処理を迅速かつ確実に実施するとともに、通常の処理が可能とされている8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物のうち、避難区域の住宅修繕から発生する廃棄物等、処理が滞っているものについては、処理を促進するための支援を行い、必要な予算を確保すること。

(2) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域から生じる廃棄物については、インフラ整備等の事業活動によるものも含めて、国の責任により確実に対応すること。

42 PCB廃棄物の処分期間内の確実な処理

【総務省、環境省】

(1) PCB廃棄物処理に係る法規定等の周知

PCB廃棄物の処分期間内の確実な処理のため、PCB廃棄物やその処分の仕組み、関係者の責務等について国民全体の認知度を高めるための広報を強化すること。

(2) 都道府県等に対する財政支援

都道府県等が実施する処理促進のための対策に必要な経費については、全額を交付税で措置するなど、財政支援を拡充し、必要な予算を確保すること。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染廃棄物対策地域内のPCB廃棄物の処理

対策地域内に残存するPCB廃棄物については、対策地域内廃棄物と同様に、その所在確認や保管事業者等との調整、処分までの全てを、国の責任において対応すること。

IV 保健・医療・福祉

43 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めることとしているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

特に、福祉・介護人材の確保にあたっては、就労支援金、住居費等の支援に関する事業とイメージアップや職場体験等の総合的な事業を組み合わせることで対策を講じているが、当基金では、就労支援金や住居費の支援に関する事業費は対象外とされ、これに充ててきた当県の財源も枯渇する状況にある。

こうした取組についても、地域の実情に応じて柔軟に基金を活用できるよう制度の見直しを図ること。

また、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況にあることから、円滑に基金事業を実施する上で支障とならないよう交付手続きの迅速化を図ること。

44 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止

【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成制度を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置については、平成30年度より未就学児までを対象とする減額調整措置を行わないこととする見直し（平成28年12月22日の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）が行われたが、子どもの医療費については、年齢などの条件を付さずに速やかに減額措置を廃止すること。

併せて、その他の医療費助成制度に係る減額措置制度そのものを廃止すること。

45 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

今回の国保改革に係る国費の追加財政支援（約3,400億円）は、平成31年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

46 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなることを見込まれている中で、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが提供されない状況であり、住民の帰還を促し真の復興を実現するため、平成30年度から拡充又は新規の措置が講じられた下記事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業

- ① 研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援等
- ② 全国の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差、赴任、通勤等に係る経費の支援

(2) 経営環境が整うまでの緊急避難措置としての運営費の支援 介護保険施設や訪問介護事業所等に対する運営費の支援

47 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

仮設住宅や復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、平成31年度以降においても引き続き必要な予算を確保すること。

また、復興・創生期間終了後も当該事業による取組を継続する方針を早期に決定するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化が可能な制度として実施できるようにすること。

48 高齢者等サポート拠点運営事業

【復興庁、厚生労働省】

原発事故に伴う避難が長期に及んでいることから、仮設住宅等での高齢者の孤立化防止等のために実施している高齢者等サポート拠点等による支援を継続するため、平成31年度以降も必要かつ十分な財政支援を継続すること。

また、避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関しても、平成31年度以降、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

49 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

また、災害復旧費補助金は既存施設の修繕等元の場所での事業再開を基本としているが、原発災害により元の場所での再開が規制される可能性のある福島県においては、規制外の別の場所で事業再開する場合にも補助の対象とすること。

50 福祉人材の処遇改善制度の創設

【復興庁、厚生労働省】

浜通りや避難指示区域等を含む地域では、原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅に減少しており、県内での人材確保が困難な状況にあることから、事業者を支援するため、これらの地域においては、現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

51 新たな放射性薬剤の着実な研究・開発

【復興庁、文部科学省】

「ふくしま国際医療科学センター」は、原子力災害の影響を受けた県民の健康を長期にわたって見守るため、福島県立医科大学に設置された医療と復興の砦であり、当県復興計画における重点プロジェクトとして位置付けている。

同センター内「先端臨床研究センター」においては、国内の医療機関として初めて導入された中型サイクロトロンを用いて平成28年度にアスタチンの製造に成功したことから、その成果を受けて平成29年度に新たな放射性薬剤の研究開発のための小動物を用いた非臨床試験に移行したところであり、今後平成33年度に臨床試験を予定するなど、おおむね当初の計画通りに進捗している。

アスタチンの安定製造は福島県立医科大学でしかできないこと等から、新たな放射性薬剤の研究・開発が着実に行われるよう、引き続き当県の復興を後押しすること。

52 専門医制度の改善

【厚生労働省】

現在の専門医制度に基づく専攻医の採用地区は、大都市に集中している。

専門医の養成に当たっては、現在以上に医師が偏在することのないよう、地域医療の実情を踏まえ十分配慮するとともに、国が主体的に関与し、(一社)日本専門医機構と連携して取り組むこと。

また、都道府県、基幹施設及び連携施設等の医療機関、初期臨床研修医及び学生に対する情報提供については、万全な周知・広報が行われるよう、(一社)日本専門医機構と連携して十分な情報量と周知期間を確保すること。

53 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【復興庁、文部科学省】

当県では、震災前から医師の絶対数が不足していたことに加え、原子力災害等の影響により浜通り地域を中心に医師が県外に流出するなど、医療提供体制はより深刻な状況に陥っている。震災から7年が経過した現在、県内医療施設従事医師数は徐々に回復してきているものの、昨年12月公表の「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」でも、未だ全国42位と全国平均を大きく下回っており、依然として厳しい状況が続いている。

先月、医師需給分科会において「将来の供給過剰が予想される」として2022年度以降の医学部入学定員を段階的に減員する方向が示されたところであるが、当県では浜通り地域を中心に当面の間、医師不足・地域偏在の状況が続くことが予想され、医師の確保・定着、地域偏在の解消は喫緊の課題である。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部定員増の恒久化措置を図ること。

54 医療人材の確保

【復興庁】

当県では、医師等の絶対数の不足に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響による医療従事者の県外流出により、地域医療を担う人材不足が深刻化しており、当県の地域医療は危機的な状況にある。

加えて、県内での人材確保が困難な状況にあることから、国が主体となり設置している病院からの派遣や国において全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築、人材育成への支援等、医療人材確保対策を積極的に講じること。

55 水道施設整備等関係予算の制度の拡充

【厚生労働省】

当県は、広大な県土を有し小規模な水道施設が散在する地域が多く事業統合による広域化が難しい。

また、水道事業を経営していないことから、県自らが垂直統合等によって広域化を推進することも困難である。

このため、当県では、市町村等の水道技術者の育成や近隣事業者間での技術力の共有等による県内水道事業の基盤強化を目指していることから、地域の実情を反映した補助制度の拡充などにより、基盤強化施策に対する財政支援を講じること。

56 管理栄養士・栄養士の人材確保

【復興庁】

当県では、原子力災害による避難などから生じた生活環境の変化等により各種健康指標が悪化しており、特に、被災地である相双・いわき地域では、肥満者やメタボリックシンドローム該当者の割合が、県内の他地域と比較して高い状況にある。肥満やメタボの解消には、栄養・食事面の改善が必要であり、地域における栄養サポート体制の充実が重要であるが、相双地域における管理栄養士、栄養士の有効求人倍率は平成29年度が3.32倍で大幅な人手不足となっており、同地域の復興に影響を及ぼしかねない状況となっている。

については、相双・いわき地域における管理栄養士・栄養士が新たに確保できるよう、就職準備経費についても措置すること。

57 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

【厚生労働省】

当県は東日本大震災及び原子力災害によって、長期かつ過酷な避難生活を余儀なくされたことで、震災後、心身に不調を訴える方が増加しており、今後も、長期にわたる廃炉作業が続く中で、県民の安心安全の確保のため、早急に様々な災害のリスクに対応する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を図る必要がある。

このため、当県の災害派遣精神医療チームが、国が策定する活動要領等に示す体制を構築できるよう、研修、訓練、資材整備に関する予算の充実・強化をすること。

58 少子化対策（結婚支援）の財源の確保

【内閣府】

人口減少は国家的な課題であり、解決のためには長期間を要することから、以下の取り組みについて十分な規模の財政措置を継続的に講じること。

(1) 結婚応援センター運営費等の支援

自治体の結婚支援の中心となっている結婚応援センターの運営等についても継続的な財政支援を講じること。

(2) 地域少子化対策重点推進交付金の弾力的な運用

意欲のある自治体が少子化対策に取り組む場合に、自主性・主体性を最大限に発揮し効果を上げられるよう、地域少子化対策重点推進交付金の弾力的な運用を図ること。

59 子どもの貧困対策

【内閣府】

(1) 低所得者対策の強化

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、県及び市町村は、地域の実情に応じて対応を行っているが、子どもの貧困問題の解決に向け、低所得者への経済的支援を十分におこなうことが重要であり、国としては、子どもたちが生まれた環境により将来の夢が左右されることのないよう、雇用対策や社会保障制度も含め、ひとり親世帯や生活困窮世帯などの低所得者対策をしっかりと講じること。

(2) 地域子どもの未来応援交付金の弾力的、継続的な財政支援

地域子どもの未来応援交付金における市町村のネットワークづくりについては、必要経費について、弾力的、継続的な財政支援を実施すること。

60 ひきこもり支援における居場所づくり

【厚生労働省】

長期間ひきこもり状態にあった者は、短期間で社会へ適用し、就労に結びつくことは困難であり、高齢化してきていることから、国は以下の措置を講じること。

(1) 居場所づくり事業への助成

現在のひきこもり地域支援センターの他に、社会復帰の訓練なども行う居場所づくりの事業に対して助成すること。

(2) 市町村実施事業への補助

ひきこもりの支援については、市町村が実施する事業に対しても補助すること。

(3) 「ユースプレイス自立支援事業」への補助

当県が独自に実施しているひきこもり支援としての居場所づくりを行う「ユースプレイス自立支援事業」に対しても補助すること。

(4) 若者サポートセンターの支援の弾力化等

若者サポートセンターの支援については、すぐに就労することが困難な者に対しても支援を行うなど弾力的な運用を図るとともに、試行的に行われる対象年齢の引き上げを全国に広げること。

61 保育人材の確保

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童解消の取組を強化するため、「子育て安心プラン」により保育の受け皿整備を前倒しするとしているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、全国的に保育士の給与改善を更に進める等、国が責任を持って対処すること。

また、認定こども園の保育教諭や幼稚園の幼稚園教諭に対する処遇改善等加算に関して、その要件となっている研修の具体的な内容を早急に示すこと。

加えて、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっていることから、これを円滑に執行できるよう、事務執行に対する支援を行うとともに、制度の簡素化を図ること。

62 待機児童解消に向けた抜本的な対策の実施

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

(1) 施設整備に関する補助の充実

待機児童の解消を目指し、保育の受け皿確保策として最も効果を上げている保育所、認定こども園等の施設整備について、国庫負担率の引き上げや補助基準額自体のかさ上げを行い、市町村及び事業主負担の更なる低減を図ること。

(2) 施設整備に関する所管や制度の一元化

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があるため、県、市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、交付事務の所管を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一した上で、十分な財源を確保すること。

63 保育所等の保育料無償化に伴う財政負担

【内閣府、厚生労働省】

保育料等の無償化による保育所等の教育・保育給付費の増加分について、その負担を地方に求めないこと。

また、保育サービスにおける不平等感が生じないように、無償化の対象となる3歳以上児の幼児教育のあり方について検討を進めること。

加えて、無償化の実施に際し、保育の実施主体である市町村が円滑に事務を執行できるよう十分な準備期間を設けること。

64 教育・保育給付の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

(1) 子ども・子育て支援の実施に必要な財源の確保

子ども・子育て支援については、その完全実施に向けて確実に財源を確保すること。

(2) 教育・保育給付の充実

消費税増税をきっかけに職員配置基準等の質の向上を図る際には、経過措置を設ける等、円滑に実施できるよう地域の実情に応じた制度設計を行うこと。

また、障がい児や医療ケア児を多くの保育所等で受け入れることができるよう、公定価格においても配慮すること。

加えて、保育所や認定こども園等の運営で必要となる施設の維持管理のための用務員の人件費等を公定価格に盛り込み、教育・保育給付の内容を充実させること。

65 地域子ども・子育て支援事業の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

(1) 病児保育事業等の充実

病児保育事業等の実施を促進するため、年間通して看護師や保健師等の専門人材を配置できる水準まで補助単価を更に引き上げること。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

小学生の放課後活動を充実させるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の所管を内閣府に一元化して、事業を一本化するとともに、放課後児童クラブの利用料について、設置主体の状況により保護者の負担に差が生じないように、補助単価の見直しを行うこと。

(3) 小規模町村における事業実施への配慮

小規模町村においては、1人の母子保健担当者が利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等に同時に従事している例もあることから、人件費を事務割合に応じて按分する措置をとることができるよう明示すること。

66 母子の健康支援に関する事業

【復興庁、厚生労働省、環境省】

放射線の健康影響対策として取り組んでいる相談事業や母乳の放射性物質濃度検査を継続して実施できるよう、引き続き財政措置を講じること。

また、特定不妊治療について医療保険制度を適用すること。

67 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

(1) ひとり親家庭の医療に関わる全国一律の制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関に受診することができるように、ひとり親家庭の医療に関わる全国一律の制度を国において創設すること。

(2) 児童扶養手当の充実

ひとり親家庭への経済的支援を充実させるため、第1子の手当額を増額すること。

(3) 高等職業訓練促進給付金の充実

就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金の支給額を増額すること。

68 未就学児の医療に関わる制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の医療に関わる全国一律の制度を、国において創設すること。

V 商工労働・観光交流

69 商工会等復興支援員の配置

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保するとともに、被災商工団体への支援を引き続き行うこと。

70 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、中小企業庁】

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、平成31年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

71 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を被った中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金等の自己負担部分に利用できる本貸付金について、補助金と連動した十分な予算を確保すること。

72 東日本大震災復興緊急保証の継続

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興復旧緊急保証を平成31年度以降も継続するとともに、超長期の償還制度を付与するなど制度を拡充すること。

73 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を平成31年度以降も継続すること。

74 二重債務問題解決のための支援の継続

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害という特殊な事情から県内中小企業の多くは売上げ等が震災前に戻っておらず、震災前の債務が負担となって自立再建できない中小企業が多く存在する。また、被災した12市町村では事業再開が本格化するのはいずれからの状況にあり、二重債務の債権買取は今後より一層の需要が見込まれることから、東日本大震災事業者再生支援機構、福島県産業復興機構の取組を引き続き推進すること。

75 ものづくり・商業・サービス新展開支援事業の継続

【中小企業庁】

平成24年度補正予算から始まった、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資などを支援する補助金、通称“ものづくり補助金”については、中小企業等の製品開発等に非常に有効であるため、平成30年度も継続して実施すること。また、被災地域の産業復興を促進するため、被災地域の企業・事業者を優先的に採択すること。

76 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、平成31年度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

77 公設商業施設運営経費への財政支援

【復興庁、内閣府、経済産業省】

避難解除等区域においては、帰還した住民の生活を支えるため市町村が先導的に整備した公設商業施設の安定的な運営が課題となっている。また、住民の帰還が十分には進んでいないことにより、小売商業者の帰還が進まないという悪循環が生じている。

については、住民の買物環境を確保し、住民及び小売商業者の帰還を促進するため、市町村の公設商業施設が自立的な経営が可能になるまでの間、当県が実施する市町村公設商業施設の運営支援事業に対して予算を確保すること。

78 被災者等に対する公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）授業料等減免措置に係る交付金措置の継続

【厚生労働省】

今もなお、震災と原発事故の影響が大きく残っていることから、平成31年度以降についても被災者支援の観点のもと同様の減免措置及び交付金措置を継続すること。

79 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

平成30年度政府予算において継続が認められた情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助については、平成31年度以降も同様の内容で補助を継続すること。

80 東南アジアからの訪日ビザ発給要件の緩和

【外務省】

全国的な訪日外国人観光客の急増から大きく遅れをとっている当県においては、風評の影響が比較的少ない東南アジアからの訪日客の誘客は重要であり、当県の観光復興実現及び地方創生の取組に資するため、当県への誘客に大きな効果が見込まれる東南アジア各国からの訪日ビザ発給要件の大幅な緩和措置を講じること。

81 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えての地方空港の利活用

【内閣官房、国土交通省】

福島空港は、首都圏からの距離が約180kmと、首都圏空港を補完することが可能である。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、当県に対するいまだ根強い風評を払拭するための正確な情報を、全世界に発信する絶好の機会である。

このため、国は大会期間中のオリンピック等関係飛来機の安全かつ円滑な受け入れについて、福島空港を含む首都圏近隣地方空港の活用の検討を主体的に進めること。

82 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- (1) 強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金の予算を確保するとともに、補助制度の継続を図ること。
- (2) 東日本大震災の被災地域に対して、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

VI 農林水産業

83 沿岸漁業の再生に係る試験研究の強化

【復興庁、水産庁】

(1) 共同研究体制の強化

放射性物質に関する試験研究を効率的に進め、効果的に知見を得るために、国・県・大学等研究機関が連携して放射性物質に関する試験研究を行う体制を強化すること。

(2) 試験研究予算の確保

海洋生態系における放射性物質の挙動は明らかになっておらず、その影響も長期に及ぶことから、放射性物質に関する試験研究に必要な予算を引き続き確保すること。

84 除染及び仮置場原状回復後に生じた農地の不具合の解消

【復興庁、環境省】

国直轄除染後の農地については、除染に伴い、均平不良や排水不良等の不具合が生じ、大がかりな土木工事を要する農地が存在することから、既存事業では対応できない工種をカバーする新たな事業を創設し、国の責任の下、これら不具合のフォローアップを行うこと。

また、仮置場の原状回復後の農地についても、不具合があった場合はフォローアップを行うこと。

85 農地中間管理事業の円滑な推進に向けた国予算負担の維持と制度継続等

【農林水産省】

(1) 農地中間管理事業等推進事業の県負担について

長期展望をもって担い手への農地集積等に取り組み、かつ、農地中間管理事業の貸借契約に係る適正な事務執行（賃借料精算や契約変更手続き等）が継続できるよう、県負担分について事業に関わる県職員の人件費を実質的な負担として認めるなど、平成30年度と同様の取扱いとし、平成31年度以降に新たな負担を求めないこと。

(2) 機構集積協力金について

- ① 機構集積協力金の制度を継続すること。
- ② 国が示した交付単価どおり、年度当初から交付単価が確定する制度設計とすること。
- ③ 避難地域等における機構集積協力金の特例措置（事業創設当初26年度の交付単価とする措置）を継続すること。

86 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化

【農林水産省】

原子力事故に伴い、避難指示がなされた区域に接した阿武隈高地から阿武隈川以東の地区において、イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加するとともに、その生息域と被害が中通り地方や会津地方にも拡大していることから、次の鳥獣被害対策を強化すること。

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金

生息環境管理、被害防除、有害捕獲の3本柱を総合的に取り組むための、十分な予算を確保すること。

また、鳥獣被害対策を現場で担う専門的な人材が不可欠であり、その育成・確保に必要な初動的な経費も本交付金の対象とすること。

87 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

【復興庁、農林水産省】

東日本大震災の被災農業者等に対する農業制度資金の融通については、平成26年度から原発事故の被災農業者等についても新たに対象として、最長18年間の無利子化措置や無担保無保証人での融資措置が継続されたところであるが、被災地域の復旧・復興には、なお時間を要する状況にあることから、農業経営の復旧・復興のための金融支援（財特法特例、無利子化及び無担保・無保証人措置）について、当面、平成32年度まで継続すること。

88 6次産業化に係る交付金の予算の確保と支援の拡充

【農林水産省】

農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、農林水産資源を活用した6次産業化を力強く押し進めることが重要であることから、支援体制整備や事業者による新商品開発・施設整備、人材育成や商談会の開催などの支援に係る交付金や、県内への6次産業化プランナーの配置について十分な予算を確保すること。

また、県単独開催の商談会についても交付金の対象とすること。

89 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材提供を通じた復興支援の推進

【復興庁、農林水産省、内閣官房】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、本年3月策定した「東京2020大会における飲食提供に係る基本戦略」において、東日本大震災の「被災地で生産された食材を活用したメニューを各ステークホルダーに提供することで、高品質の食材を生産できるまでに復興した現在の被災地域の姿の発信に寄与」するとしていることから、組織委員会等関係機関や当県を始めとする被災3県としっかり連携しながら、大会期間の前後も含め、各県食材の高い品質と魅力、安全性を世界に向けて効果的にPRするための取組をさらに進めること。

90 被災地域の営農再開を考慮した産地交付金（転換作物拡大）支援

【農林水産省】

被災地域の営農再開により主食用米の作付面積が拡大した場合、被災地域以外での主食用米作付面積減少分が相殺され、産地交付金（転換作物拡大）の交付額が減少し、被災地域以外での転換作物拡大に向けた取組が適切に評価されないことから、産地交付金の「転換作物拡大」の配分額算定に当たっては、対象から原子力被災12市町村を除外すること。

91 東日本大震災農業生産対策交付金、強い農業づくり交付金及び産地パワーアップ事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保

地震・津波被害に加え、原発事故により甚大な被害を受けた当県農業の着実な復興を図るためには、農業生産力や自給飼料生産力の回復、販売力の回復が不可欠であることから、本交付金について十分な予算を確保すること。

また、震災復興特別交付税による負担軽減措置を継続すること。

(2) 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業の予算確保

当県農業が力強く発展するためには、地域の特長や強みを生かした取組により、農業生産の大規模化や農産物流通の合理化を図ることが必要である。このため、市町村等が要望する全ての地区において事業が実施できるよう、補正予算も含め、十分な予算確保を図ること。

92 水産物の出荷制限指示の解除

【厚生労働省、水産庁】

出荷制限指示の解除に当たって、その分類や生態、生息環境等の知見を用い、近縁種のデータによって判断できるよう、『検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方』の中に新たな解除の要件を追加すること。

93 被災海域における種苗放流支援事業の継続

【復興庁、水産庁】

震災以前と同様の漁業者等の負担による種苗生産体制が整うまで、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を中長期的に継続すること。

94 水産業復旧関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

(1) 漁場の復旧

漁場の堆積物除去について、引き続き支援すること。

(2) 被災した漁船、漁具の復旧整備

共同利用に供する漁船、漁具の復旧について引き続き支援すること。

(3) 被災した共同利用施設の復旧整備

市場施設等、共同利用に供する施設の復旧について、引き続き支援すること。

95 農業用ため池等の放射性物質対策事業制度の継続と予算確保

【復興庁、農林水産省】

ため池の貯留水や底質等に含まれる放射性物質により、営農や施設管理等に支障が生じており、営農再開・農業復興の観点から放射性物質対策が重要である。

しかしながら、原子力災害による避難や放射性物質への懸念などにより、仮置き場の確保や地元調整に時間を要し、対策が立ち遅れている。

このため、復興創生期間終了後も継続して実施する必要があり、平成33年度以降の本制度の継続と予算確保をすること。

96 復興・再生に向けた人員の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁】

原子力災害により避難指示が出された地域において、早期の営農再開を図るためには、被災農地・農業用施設の復旧とともに、効率的な営農を可能とするほ場の整備を早急に進めることが不可欠となっており、また広大な海岸防災林を着実かつ計画的に復旧していくためには、専門的な知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

このため、引き続き国において、知事会などと連携を図りつつ、県や市町村に対する人員確保を支援すること。

97 日本型直接支払の予算の確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能の発揮を図るため、多くの活動組織が共同活動を支援する本交付金を活用しているが、多面的機能支払における資源向上支払（長寿命化）、中山間地域等直接支払及び各推進交付金について、国の予算が十分に確保されていないことから、平成31年度において増額した予算を確保すること。

98 地籍調査事業の予算確保

【国土交通省】

山村部では、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われつつあり、災害復旧や公共事業等の実施に支障が生じていることから、地籍調査の推進体制を整える自治体の要望に応え、調査の促進を図るため、予算を確実に措置すること。

99 国営土地改良事業の予算確保及び計画的な事業採択

【農林水産省】

当県の基幹的な農業水利施設の多くは昭和40年代に整備され、老朽化の急速な進行により突発事故の発生件数が増加し、早急に対策を講じる必要があることから、国営かんがい排水事業継続地区（会津南部・会津北部）の予算を十分に確保するとともに、国営施設応急対策事業調査地区（雄国山麓・母畑・隈戸川）の確実な事業採択を行うこと。

100 新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税（仮称）

【林野庁】

新たな森林経営管理制度の運用にあたり、市町村による森林管理や意欲と能力のある林業経営者への経営管理の集積・集約化が、市町村の実情に沿って着実に進むよう、市町村等に対する十分な説明や必要な助言を行うなど、制度の円滑な実施に向けた取組に努めること。

また、森林環境譲与税（仮称）について、府県が独自に課税している森林環境税等との関係を整理するとともに、市町村が事業実施体制を確保し、円滑に進むよう制度の運用に努めること。

101 先端技術を活用した効率的な森林施業の取組への支援

【復興庁、林野庁】

林業成長産業化を図り、森林資源を活用した地域振興を促進するため、地理空間情報や次世代型林業機械の導入等、ICT等の先端技術を活用した総合的な取組への支援を拡充すること。

102 木材成分利用の実証試験への支援

【復興庁、林野庁】

放射性物質の影響を受けた避難指示区域等の森林資源の活用に向け、改質リグニンの実用化を図るため、実証プラントの県内への立地に向けた取組を進めること。

103 路網整備に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

伐木・造材から運搬までのコスト低減輸送能力の強化に必要な林業専用道を整備するため、中長期的な予算の確保を図ること。

また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測を実施するため継続して予算の確保を図ること。

104 林業・木材産業再開に向けた支援

【復興庁、林野庁】

(1) 放射性物質の影響を受けた樹皮の処理や利用再開に向けた支援

- ① 木材加工業者等が樹皮の処理に要する経費について、一時貸付による支援を継続すること。
- ② 新規事業や事業規模の拡大によって新たに発生する樹皮など、東電が賠償対象外としている処理経費について、地域の実情等に応じて以下の対応を行うよう、東京電力に対して強力に働きかけを行うこと。
 - ・ 樹皮の処理経費が事業者負担とならない仕組みを早急に構築すること。
 - ・ 事業者負担とならない仕組みが構築されるまでの期間における処理経費について財政的負担を行うこと。なお、上記の対応がなされない場合には、国が財政的支援を行うこと。
- ③ 樹皮の敷料や燃料等への利用拡大に向けた検証に要する費用等について、財政的支援を行うなど、適切な処理を推進すること。

(2) 高性能林業機械導入支援制度の拡充

避難指示解除がなされた地域における森林整備を安全かつ効率的に実施するため、当該区域で活動を行う事業者を対象に、必要な林業機械（高性能林業機械、架線集材機等）について、原子力被災12市町村農業者支援事業と同率の支援を行うこと。

105 きのご等生産回復に向けた支援

【復興庁、林野庁】

(1) きのご等生産回復に向けた支援

県内から安全なきのご原木や菌床用おが粉を安定的に供給することができるようにするため、県内各地域の原木林の汚染状況を調査し、きのご原木供給可能量を推定する調査について継続して支援すること。

(2) 栽培わらび生産回復に向けた支援

放射性物質の影響により生産を中断しているほ場における土壌調査、わらびの放射性物質含有量調査及び安全なわらびの栽培方法を構築する実証試験を行う事業を創設すること。

106 野生きのこの等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

野生のきのこのや山菜類の効率的な出荷制限解除に向けた検査に食品用非破壊検査機器を使用することについて引き続き検討し、必要な機器の配備を進めること。

野生きのこ・山菜は地域の貴重な資源であり、地域振興のためには、出荷が制限されている品目でも、非破壊検査機器等で測定し基準値を下回っていることが確認された場合は出荷を認めるなど、出荷再開に向けた制度の見直しを検討すること。

107 栽培きのこにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

栽培きのこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。

108 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

東日本大震災の津波により約6割が消失した海岸防災林は、人命や財産などを守るために不可欠であり、早期復旧が求められることから、事業完了に至るまで、年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、県負担分の震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

109 海岸防災林の整備区域内における震災瓦礫等の撤去

【環境省】

海岸防災林の整備区域内に仮置きされている震災瓦礫等について、事業進捗に支障が生じないように、撤去までのスケジュールを早期に示すこと。

110 治山事業補助金の予算の確保

【林野庁】

県土全域における荒廃林地の復旧及び地すべり防止について、今後3カ年程度の集中取組期間を設け、計画的に復旧工事を行う必要があることから、治山事業補助金の予算を十分に確保すること。

また、小・中規模の山腹崩壊や土砂流出に対応し、流木対策を実施していくため、事前防災・減災対策に取り組むための予防的な治山対策を計画的に実施する新たな補助事業を創設すること。

111 畜産生産基盤の復興支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 担い手の育成

次代を担う後継者の経営・技術の資質向上及び原子力災害により減少した生乳生産量を回復するため、酪農後継者が実施する技術向上研修等の開催について支援すること。

(2) 畜産企業誘致による生産基盤強化

畜産生産基盤の再生と畜産産出額の拡大を図るため、避難指示により経営中止・撤退した企業への経営再開あるいは新たに当県に進出する意向のある企業への新規参入を働きかける活動に対して支援すること。

(3) 乳用牛・肉用牛の増頭対策による生産基盤強化

原子力災害により脆弱化した生産基盤を回復させるため、法人化や共同化を図る酪農経営体への乳用牛導入や、ICTを活用し肉用牛一貫経営に取り組むモデル農家への繁殖雌牛とICT機器の導入に対して支援すること。

(4) 自給飼料生産基盤の強化

原子力災害による自給飼料の生産・利用制限によって生産面積の減少や生産意欲の減退が生じているため、飼料増産に向け、飼料生産組織等を活用し効率的な飼料生産を行う体制へ再構築する取組やICTを活用したほ場管理システム等の新技術の導入を推進する取組に対して支援すること。

112 先進技術を活用した生産体制の確立・普及に必要となる予算の確保

【農林水産省】

当県農業の復興に向け、生産ロットの確保やコスト削減等の課題を解決するため、県が農業者や民間企業と連携し、ICT・新たな生産技術や機械化体系を実証し、効率的かつ省力的な技術の確立や当該技術の農業者への普及定着を図るために必要な予算を措置すること。

113 復興・創生期間終了後の制度継続と予算の確保

【復興庁、農林水産省】

原子力災害による長期避難の継続や未だに帰還環境の整備が整っていないことから、復興・創生期間終了後も以下の事業を継続して実施する必要がある。このため、平成33年度以降の制度継続と復興予算の確実な確保を行うこと。

(1) 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）

(2) その他平成32年度までに完了が困難な地区

- ・ 八沢地区（相馬市分）：東日本大震災復興交付金
- ・ 森宿 他5地区：農村地域復興再生基盤総合整備事業

114 農業農村整備及び林道整備に係る予算の確保

【農林水産省、林野庁】

当県農林業の再生に向け、生産性の向上と効率的かつ効果的な事業展開を図るために必要な生産基盤の整備を着実に推進するため、農業農村整備や林道整備に係る次の予算を十分に確保すること。

(1) 農地の大区画化・汎用化等により高収益作物導入と営農経費削減を図るための農業競争力強化基盤整備事業費や農山漁村地域整備交付金、地域の防災力向上を図るための農村地域防災減災事業費。

(2) 森林整備の推進と林業生産性の向上に資する林道整備に必要な農山漁村地域整備交付金。

特に、山のみち地域づくり交付金事業については、別枠の創設を含めた予算確保。

115 森林における放射性物質対策

【復興庁、環境省、林野庁】

森林における放射性物質対策について、以下の対策を講じること。

(1) 「総合的な取組」の促進について（復興庁、環境省）

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、人が日常的に立ち入る森林の除染など、市町村の要望に沿った対策を着実に進めること。

(2) 里山再生モデル事業の着実な実施

里山再生モデル事業について、関係市町村や林業関係者の意向を十分に踏まえた実効性のある対策を着実に実施するとともに、事業に必要な財源を確保すること。さらに、事業の効果を評価したうえで、その成果を踏まえた総合的な対策の制度化について検討し、その具体化に向けた取組を進めること。

(3) 帰還困難区域における森林の現況調査

避難指示により立ち入りが制限されている当該地域の森林は、多面的機能の維持・向上に向けた森林管理が行われていないことから、航空レーザ計測による現況把握等、適切な森林管理のための事業を創設すること。

(4) 森林の再生対策事業の予算確保（復興庁、林野庁）

間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」や「森林環境保全直接支援事業（災害に強い森林づくり）」は、原発事故の影響を受けた当県の森林、林業、木材産業を再生するうえで、欠かすことのできない事業であることから、中長期的な予算の確保を図ること。

Ⅶ 県土整備

116 放射性物質に汚染された建設副産物等への対応

【復興庁、環境省、国土交通省】

特定復興再生拠点区域における廃棄物や建設副産物の処理について、国の責任の下で最後まで確実に対応すること。

また、拠点区域以外においても、放射性物資を含む建設副産物等の処理方法および受入先について引き続き協議調整を図ること。

117 復旧・復興事業における施工確保

【国土交通省】

大規模な復旧・復興工事が最盛期を迎える中、引き続き、入札不調や施工確保への対策が必要であり、さらに東京オリンピック・パラリンピック関連事業の影響により資機材や労働者の不足が懸念されることから、現在適用している復興係数については、復興・創生期間が終了する平成32年度まで継続すること。

118 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援について

【国土交通省、財務省】

「積雪寒冷地特別域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画については、来年度以降も計画を策定し、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経费率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、雪寒法で定める国费率に基づき、必要な除雪費を配分すること。

119 県土復興のための防災・減災関連事業の促進

【国土交通省】

当県では東日本大震災に加え、平成23年の新潟・福島豪雨等により県内全域で甚大な被害を受けているため、治水対策や土砂災害対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保する必要があることから、以下の措置を講じること。

- ① 新潟・福島豪雨等により甚大な被害を受けた河川の治水対策に必要となる防災・安全交付金等について、十分かつ安定的な予算を確保すること。特に、甚大な被害を受けた只見川については、改修規模が大きいことから、早期の再度災害防止のための予算を確実に確保すること。また、水中岩盤掘削や発電ダム群の水位調整など技術的難易度が高い内容であることから、国による技術的支援を講じること。
- ② 河川及び砂防の直轄事業を推進すること。
- ③ 砂防施設等における長寿命化計画の策定に関する交付要件が平成30年度までとなっていることから、平成31年度以降も引き続き長寿命化計画に基づく調査点検についても交付金事業の対象とするなどの財政支援等を講じること。

120 JR只見線等の早期復旧

【総務省、国土交通省】

近年、洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応するため、ハード・ソフト一体となった対策を進めているところであるが、度重なる浸水被害や浸水家屋数が多い河川などは緊急的な河川改修事業により流下能力を向上させる必要がある。このことから、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」において、浸水被害を解消する河道の開削等を実施する河川として当県では「只見川（只見町）」と「逢瀬川」が位置づけられたところである。

しかしながら、「只見川（金山町、三島町、柳津町、会津坂下町）」については、河川改修が進まない状況であることから、以下の内容について支援すること。

- ① 平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨により甚大な被害を受け、沿川地域の再度災害防止を図るため河川改修を実施している「只見川（金山町、三島町、柳津町、会津坂下町）」について、改修規模が大きいことから、早期の再度災害防止のための予算を確実に確保すること。
- ② 「只見川（金山町、三島町、柳津町、会津坂下町）」の河川改修は、大規模であることに加え、発電ダム群の水位調整など技術的難易度が高い内容であることから、国による技術的支援を講じること。

121 災害査定の円滑な実施

【国土交通省】

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所もあり、今後も災害査定実施時期の延長や査定の簡素化等の措置を継続すること。

122 社会資本の維持・管理に係る財政措置等

【総務省、国土交通省】

- (1) 長寿命化事業に対して、「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」により、対象は河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道が追加され、施設の修繕・更新が可能となったところであるが、施設の老朽化対策が急務である「空港施設」「公園施設」についても対象とすること。
- (2) 長寿命化事業は点検、修繕、更新の一体的な取り組みであるため、点検費用についても対象とすること。

123 福島空港の防災拠点等への位置づけ及び空港管理への財政支援

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、首都直下地震など大規模かつ広域的な災害において、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として活用するよう、国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点として必要な施設等の整備を行うこと。

また、原子力災害等に伴う風評・風化被害の影響で十分な財源を確保できない状況にある当県にとって、補助制度がない空港関連施設・車両の更新のための財源確保が大きな課題となっている。

については、空港の安全確保のため、緊急対応時に必要不可欠な大型化学消防車や除雪関係車両などの特殊車両の更新及びテレビ受信障害対策施設の更新について、補助制度等の財政支援を講じること。

**124 福島県の復興を牽引し「街なかのにぎわいと安全」を支える
街路整備事業の財源の確保**

【財務省、復興庁、国土交通省】

街路は、都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有することから、計画的な整備に努めているが、近年、事業費の減少が著しく、復興を支える都市活動の実現に支障を来している。

今後、復興を加速化させようとしている当県に対し十分な財源を確保すること。

125 公園・下水道施設における長寿命化計画に基づく改築更新への財源確保

【財務省、国土交通省】

都市公園における利用者の安全・安心の確保と、市民生活を支える根幹である下水道施設の安定的な施設運営を図るため、施設の長寿命化計画に基づく改修が計画的に実行できるよう、国費支援を継続するとともに、施設更新に必要な財源を十分に確保すること。

126 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

【国土交通省】

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、平成31年度以降も震災復興特別交付税の措置を講じること。

また、指定確認検査機関が行う相当数の建築確認申請等の手数料減免について、平成31年度以降も国庫補助を行うこと。

127 大規模民間建築物等の耐震改修に対する財政支援

【国土交通省】

耐震改修促進法改正に伴い耐震改修が必要となる大規模民間建築物等に対する交付金を十分に確保するとともに、耐震対策緊急促進事業の適用期間を延長し、事業者及び地方の負担を軽減すること。

128 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく公共インフラ整備に関する財源の確保

【復興庁】

「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づく事業について、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を確実に推進するため、帰還後の生活に必要な公共土木施設等のインフラ整備に関する財源を確実に確保すること。

Ⅷ 教育

129 サテライト校への継続的な支援

【復興庁、総務省、文部科学省】

サテライト校として教育活動を続けている、相馬農業高等学校飯舘校及び富岡支援学校の支援を継続するとともに、今後の在り方の検討に対して助言・支援をすること。

130 少人数教育推進のための教職員定数の改善

学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化し、教職員が多忙化していることから、少人数教育のさらなる推進のため、30人程度学級編制による教職員定数の一層の改善を計画的に実現すること。

131 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

【復興庁、文部科学省】

震災による生活環境の変化に対応が困難な特別の支援が必要な児童生徒が、地域の一員として生きる力を身に付けるための予算を確保すること。

132 公立小・中学校の施設整備及び耐震化の促進

【文部科学省】

市町村の建築計画が大幅な変更を余儀なくされる恐れがあるため、施設の老朽化に伴う環境改善を図るための「公立学校小中学校施設整備事業」に必要な財源は当初予算で確保し、早期に一括で事業採択すること。

133 放射線教育の充実

【復興庁・文部科学省】

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、新学習指導要領解説に掲載された放射線教育に関する事項と、今後全国に配布される文部科学省の放射線教育副読本の利活用について周知徹底を図るとともに、当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行い、正しい情報発信・放射線教育が行われるようにすること。

さらに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

134 道徳や人権教育の充実

【文部科学省】

全国の児童生徒が、人権や命、家族愛などに関する思いが深まるよう、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

135 被災児童生徒の就学機会の確保

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」については、全額国庫負担により、現行制度と同様の枠組みで継続するとともに、現行就学援助に対する財政支援の拡充を図ること。

136 学校給食の放射性物質検査の継続

【復興庁・総務省・文部科学省】

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安が払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、震災復興特別交付税での財源措置を継続すること。

**137 部活動指導員やスクールサポートスタッフを活用するための
予算の確保**

【文部科学省】

教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、昨年度制度化された「部活動指導員」や「スクールサポートスタッフ」を有効活用するための十分な予算を確保すること。

138 被災した文化財への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査のために、他県からの埋蔵文化財専門職員派遣を受け入れるための経費について、継続的に予算措置を講じること。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災で被災した博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管するための予算措置を継続すること。